



金 沢 市 公 報

号外第7号の9

平成23年(2011年)3月31日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目次	ページ	金沢職人大学校設置条例施行規則の一部を改正する規則 (歴史建造物整備課)	2
規則		金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則 (農業総務課)	2
金沢の技と芸の人づくり奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則 (文化財保護課)	1		
金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (商業振興課)	1		

規 則

金沢の技と芸の人づくり奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第26号

金沢の技と芸の人づくり奨励金の交付に関する規則の一部を改正する規則

金沢の技と芸の人づくり奨励金の交付に関する規則(平成元年規則第51号)の一部を次のように改正する。

別表金沢市伝統産業技術研修者の項中

市長が適当と認める団体又は個人の推薦に基づき市長が選考する。	3年以内	一般研修者	月額 50,000円	を
	2年以内	金沢美術工芸大学研修者	月額 60,000円	

市長が適当と認める団体又は個人の推薦に基づき市長が選考する。	3年以内	月額 50,000円	に
--------------------------------	------	------------	---

改め、同表金沢卯辰山工芸工房技術研修者の項中「財団法人金沢芸術創造財団」を「公益財団法人金沢芸術創造財団」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金 沢 市 長 山 野 之 義

●金沢市規則第27号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例施行規則(昭和58年規則第38号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

金沢職人大学校設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第28号

金沢職人大学校設置条例施行規則の一部を改正する規則

金沢職人大学校設置条例施行規則（平成8年規則第89号）の一部を次のように改正する。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、

「実習棟」を「実習棟 第2実習棟」に改める。

様式第2号中

「実習棟」を「実習棟 第2実習棟」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第1号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月31日

金沢市長 山 野 之 義

●金沢市規則第29号

金沢市地方競馬実施条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市地方競馬実施条例施行規則（昭和52年規則第2号）の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「0.5キログラム」を「1キログラム」に改め、同条第2項中「0.5キログラムを減じた」を「1キログラムを減じた」に改める。

第40条中「の重量、保護ベストの重量（保護ベストを着用しない場合にあつては、0.5キログラムの重量）」を「並びに保護ベストの重量」に改める。

第50条ただし書を削る。

第51条第1項ただし書を削り、同条第2項を削る。

第62条第1項第7号中「と後検量において検量された重量との差が1キログラムを超えるとき（裁決委員が降雨その他やむを得ない理由によるものと認める場合を除く。）」を「から後検量において検量された重量を差し引いた重量が1キログラムを超えるとき」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

平成23年(2011年)3月31日	印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)3月31日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
	定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
			(株) 共 栄